

1.はじめに

いじめは子どもの心や体に、またその成長に大きく影響をおよぼす重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。また、いじめはどこにでも起こりうる事象であることを、知っておかなければなりません。

平成 25 年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめ問題は社会全体に関する国民的な課題であり、子どもも大人も「みんな」で取り組むことが求められています。本市においても、いじめのない社会をめざして、平成 26 年 7 月「枚方市いじめ防止基本方針」を制定すると同時に、「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」と「枚方市学校いじめ対策審議会」を設置し、いじめ問題に取り組んでいます。

学校は子どもたちがいじめのない人間関係を形成できるよう、子どもたちの指導・支援に努めます。しかしいじめ問題は学校だけの課題ではありません。いじめを決して許さない子どもを育て、いじめのない学校や社会をつくっていくためには、保護者や地域、関係機関の連携と協力が不可欠です。

保護者の皆さんも、わが子をよく見つけ、いじめのサインを発していないかどうか、見守ってください。また、子どもの話をよく聴いて、困難に立ち向かう勇気を与えてください。そして、他の子をいじめることがないよう、いじめを見て見ぬふりをすることがないよう、いじめは絶対に許されないことだということをご家庭でも十分話し合ってください。

この冊子が、いじめについて、考えていただくきっかけになることを願っています。

平成 27 年 4 月



枚方市 ひこぼしくん

2. いじめって何？

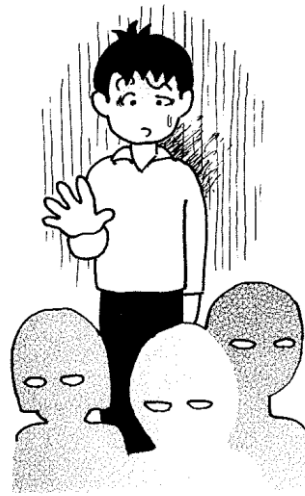
いじめは、誰にでも起こり、誰もが加害者にも被害者にもなる可能性があります。そして、いじめは子どもの心や体に深い傷を負わせます。

<いじめの例>

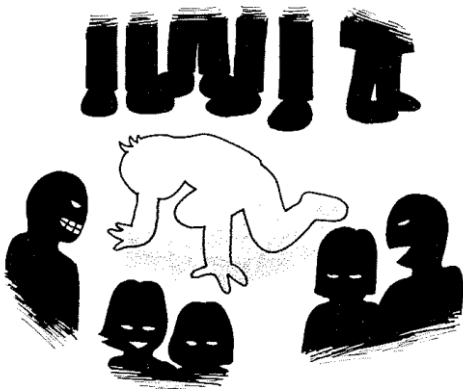
冷やかしからかいを受けたり、悪口やおどし文句、いやなことを言われる。



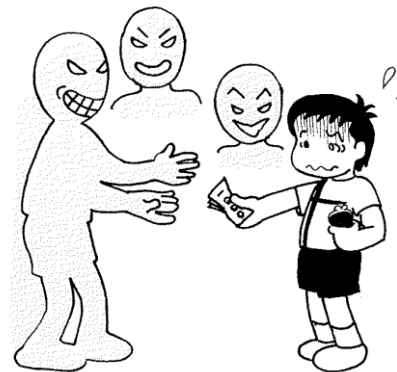
学級などで、仲間はずれにされたり、集団で無視をされる。



遊ぶふりをして、叩かれたり蹴られたりする。あるいは、ひどく叩かれたり、蹴られたりする。



お金や物をおどしとられたりする。



物を汚されたり、こわされたりする。



靴や学用品を隠されたり、取られたり
する。



万引きなどのいやなことや、恥ずかし
いことを強要される。



インターネットや携帯電話を通じて、
いやなことをされたり、悪口を書かれ
たりする。



いじめは、いじめを行っている子どもといじめを受けている子どもばかりでなく、学級など、周囲ではやし立てる子ども（観衆）や、見て見ぬふりをする子ども（傍観者）がいることでエスカレートしていきます。反対に、周囲の子どもたちが仲裁をしたり、いじめをとめてくれたりすると、いじめは解消に向かっていきます。

学校でも家庭でも、『いじめは絶対にダメ！』ということ、子どもたちと話し合い、いじめを許さない子どもをみんなで育てていきましょう。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条）

3. 見逃さないで！いじめのサイン

その1 いじめられているかも？

いじめを受けている子どもは、そのことを周りの大人に話せないことがあります。また、いじめは大人の見えにくいところで行われることが多いため、気づかれないことがあります。(1)のサインが繰り返し見られたり、(2)のサインが見られたら、要注意です。

(1) ちょっと気になるサイン

- ・元気がなく、イライラしている。
- ・朝晩のあいさつや、話をしなくなった。
- ・食欲がなくなっている。
- ・家族に乱暴な態度をとる。
- ・帰ってくると、服が汚れている。
- ・お金をねだる。
- ・友達からの電話に対して対応が暗い。
- ・急に成績が下がる。

(2) すぐに対応が必要と思われるサイン

- ・教科書やノートに本人の筆跡でない落書きがある。
- ・悪口の書かれた手紙がある。
- ・家のお金がなくなっている。
- ・身体に不自然な傷やあざがある。
- ・友達からたびたび呼び出され、いやそうに外出する。
- ・買った覚えのない物を持っている。
- ・夜、寝られなかったり、夜中にうなされる。
- ・友達が急に遊びに来なくなり、一人ぼっちのことが増えた。
- ・学校に行きたがらない。
- ・衣服に汚れや、靴のあとがある。
- ・たびたび物がなくなったり、壊れたりしている。

その2 いじめているかも？

いじめを行っている子どもは、自分がいじめをしていると認識せず、からかいやいたずら半分で行っていることが多くあります。また、いじめを行っている子ども自身、心に傷を負っていて大人にSOSを出していることがあります。

こんなサインに注意しましょう

- ・すぐにカッとなって、暴力を振るう。
- ・友達を呼び捨てにする。
- ・言葉遣いが荒くなる。
- ・友達をバカにした口調で話す。
- ・買った覚えのない物を持っている。

4. 学校で見られるいじめのサイン

いじめのサインは、学校で見られることもあります。

学校では、次のようなサインを、子どもたちが発していないか気をつけて見ていきます。このようなサインが見られれば、子どもに声をかけて、困っていることがないかを尋ねたり、注意深く見守るとともに、保護者にも連絡をし、家庭と連携して対応していきます。

- ・理由もなく、1人で朝早く登校する。または登校が始業ぎりぎりになった。
- ・授業に意欲をなくし、集中力がなくなってきている。
- ・休み時間や放課後、一人でいることが多くなってきた。
- ・休み時間や放課後、用もなく職員室に頻繁に来たり、職員室の前をうろうろしている。
- ・保健室に出入りすることが多くなっている。
- ・いつもおどおどしている。先生と視線を合わさない。
- ・グループから急に離れたり、交友関係が変化した。
- ・いつも人の言いなりになっている。
- ・教室移動などのとき、一人離れて教室に入ってくるようになった。
- ・椅子や机を乱されている。
- ・教科書やノートに落書きが目立つようになった。
- ・授業中発言をしたら、理由もなく笑われる。

学校では、つらい思いをしている子どもを守ることを最優先に、取組を進めていきますので、家庭でも気になることがあれば、どんな小さなことでも、担任など学校の先生に伝えてください。

家庭と学校の連携が、子どもにとって何より頼りになります。



もしかして？

5. いじめられているのではないかと思ったら

- ① 子どもの気持ちに寄り添い、ゆっくり話を聴きましょう。
 - ・無理強いせず、「あなたの味方だよ」という姿勢で聴くことが大切です。
- ② 子どもの気持ちを大切に、まず学校に相談してください。
 - ・学校では、スクールカウンセラー（*注1）や心の教室相談員（*注2）が子どもや保護者と相談をしながら、心のケアを行います。
 - ・子どもや保護者の意向を大切にしながら事実確認を行い、解消に向けた取組を行います。
- ③ 場合によっては、学校以外の相談機関に相談するなどの方法もあります。（7ページ参照）

（注）

- * 1 スクールカウンセラー・・・大阪府の全公立中学校に配置されている心理の専門家
- * 2 心の教室相談員・・・枚方市立全小学校に配置されている教育や発達に関する相談員

わが子が

6. いじめているのではないかと思ったら

- ① 頭ごなしに叱ったりせず、まず本人の言い分をよく聴きましょう。
 - ・何があったのか聴きとり、子どもと十分話し合ってください。
- ② 「これくらいで・・・」と思わず、ていねいに子どもの話を聴き、小さなことでもまず学校にご相談ください。
 - ・いじめは行ったほうは小さなことと思っても、受けた側はそう出はないことがあります。
 - ・学校でも、ていねいに話を聴きとりながら、事実確認を行ない、家庭と連携しながら、対応を考えていきます。
- ③ いじめを行っていることがわかったら、「理由はどうあれ、いじめは許されないこと」をお子さんに話すとともに、「これからどうしたらいいか、親子で一緒に考えよう」という姿勢で話し合しましょう。



7. ネット上のいじめから子どもを守るために

近年、インターネットや携帯電話などによるいじめが社会的に問題になっています。ネットの掲示板やSNSに書き込まれた誹謗中傷や画像などは、学校や保護者が実態を知ることが大変難しい上に、短期間で拡散してしまうおそれがあります。また有料のゲームなどをめぐるトラブルも起こっています。

ネット上での書き込みは一度行われると、完全に削除することはほぼ不可能であるといわれています。

ネット上でのいじめやトラブルから子どもを守るためには、携帯やパソコンの使用に際して、家庭で話し合いルール作りを行うことが大切です。

<家庭内でのルールの例>

- ・携帯電話を使用する時間帯を決めておきます。(食事中や深夜には使いません)
- ・自宅内では、パソコンや携帯電話を居間で使います。
- ・課金されるゲームなどは行いません。
- ・学校にはもって行きません。(枚方市立小中学校では、すべて携帯電話の持ち込みは禁止です。どうしても必要なときには、学校の先生に相談してください。)
- ・人の悪口や人を傷つけるような書き込みをしません。
- ・送信者不明や知らない人からのメールやメッセージが来たときには、返信せず、出来るだけ早く保護者に相談します。
- ・SNSなどを利用する場合は、保護者と設定について話し合います。
- ・自分、家族、友達個人情報に関することは書きません。
- ・ルール違反や携帯電話の使用によって生活に支障が生じているときには、携帯電話の利用を禁止します。

もし、掲示板などに誹謗中傷などの書き込みをされたときには、出来るだけ早く掲示板の管理人やプロバイダに削除依頼をします。ネット上の被害やトラブルについては、学校以外でも下記の相談窓口がありますので、利用してください。

大阪府警察本部 サイバー犯罪対策課

https://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/high_tech/02sodan/02sodan_1.html

大阪府消費生活センター

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/>

8. 枚方市いじめ防止基本方針（平成26年7月制定）

枚方市では平成26年7月に「枚方市いじめ防止基本方針」を制定しました。

「枚方市いじめ防止基本方針」は、いじめを未然に防止するために、市、学校、子ども、保護者、地域・関係機関の役割を明らかにし、いじめ防止や対策を検討するための組織の設置を定めています。

また枚方市立全小中学校では「学校いじめ基本方針」を定め、定期的にいじめアンケートや教育相談を行うなどして、いじめの未然防止や早期発見につとめ、子どもたちが安心して笑顔で学べる学校づくりを進めています。

枚方市いじめ防止基本方針、同概要版は、枚方市のホームページよりご覧になれます。→

（枚方市いじめ防止基本方針より）

いじめの未然防止のために—それぞれの役割

- | | |
|---------|------------------------|
| 教育委員会 | ・ ・ 必要な施策の推進 |
| 学校 | ・ ・ 安心して学び、生活できる学校づくり |
| 子ども | ・ ・ みんなで協力していじめ撲滅 |
| 保護者 | ・ ・ 日頃からのコミュニケーションを |
| 地域・関係機関 | ・ ・ 学校・保護者と連携した子どもの見守り |

枚方市
いじめ防止基本方針
いじめのない社会をめざして

（概要版）



平成26年7月
枚方市

いじめ防止や対策のための組織

「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」

いじめ防止等に関する枚方市の関係部課と関係機関との連携の強化のために設置します。

＜構成員＞枚方市・枚方市教育委員会の関係部課担当者、大阪府中央子ども家庭センター、法務局、警察、スクールソーシャルワーカー等

「枚方市学校いじめ対策審議会」

いじめ防止等の対策が効果的に行われるよう調査・研究をしたり、子どもたちの生命にかかわる重大事態が発生した場合、中立かつ公正な第三者の立場から調査を行うために設置します。

＜構成員＞弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家など、対象となるいじめと利害関係のない第三者

「枚方市いじめ再調査委員会」

重大事態の報告結果について、市長が再調査の必要性を認めたときに設置されます。